

新旧対照表

○化学物質の適正な管理に関する指針

新	旧
<p>1 事業所における適正管理事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集及び整理</p> <p>ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）<u>（以下「化管法」という。）</u>で規定される第一種及び第二種指定化学物質については、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 13 号）に基づき安全性影響度を評価し、その結果をもとに環境リスクの低減のための管理目標を定めるよう努めること。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 災害及び事故対策の実施</p> <p>(1) 未然防止対策</p> <p>ア 災害の想定及び環境リスクの把握等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 次に掲げる化学物質の<u>漏えい等</u>に関する危険度が高い設備を特定すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までにより収集し、整理した内容に基づき、施設が十分な耐震性を有しているかどうか、<u>漏えい等が生じた</u>化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等について確認し、災害及び事故の発生により化学物質の<u>漏えい等</u>が生じた場合における環境リスク（化学物質が環境を經由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。）の内容及び程度を把握すること。</p> <p>イ 施設及び設備等の整備</p>	<p>1 事業所における適正管理事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集及び整理</p> <p>ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）で規定される第一種及び第二種指定化学物質については、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 13 号）に基づき安全性影響度を評価し、その結果をもとに環境リスクの低減のための管理目標を定めるよう努めること。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 災害及び事故対策の実施</p> <p>(1) 未然防止対策</p> <p>ア 災害の想定及び環境リスクの把握等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 次に掲げる化学物質の<u>漏えい、流出等</u>に関する危険度が高い設備を特定すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までにより収集し、整理した内容に基づき、施設が十分な耐震性を有しているかどうか、<u>漏えいした</u>化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等について確認し、災害及び事故の発生により化学物質の<u>漏えい、流出等</u>が生じた場合における環境リスク（化学物質が環境を經由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。）の内容及び程度を把握すること。</p> <p>イ 施設及び設備等の整備</p>

新	旧
<p>(ア) (略)</p> <p>a 災害及び事故の発生並びにこれらによる被害の拡大防止に備えた施設及び設備の立地及び配置に努めるとともに、地震による設備の損傷、津波又は洪水による浸水、地盤の液状化、電力等の喪失等の観点から、<u>化学物質の漏えい等</u>の防止のための予防措置を講ずること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 災害及び事故の対応</p> <p>ア 関係機関等への通報</p> <p>(ア) <u>化学物質の漏えい等</u>が確認された場合には、直ちに適正な措置を講ずるとともに速やかに関係機関等へ通報すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 県民への情報の提供</p> <p><u>化学物質の漏えい等の事故</u>や<u>土壌汚染等</u>が判明した場合は、地域住民に対して情報提供を行うとともに、<u>事実関係の公表</u>に努めること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>管理計画書の作成に関する事項</u></p> <p><u>化管法第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者</u>に該当する者が、<u>条例第42条の4第1項の規定により作成する化学物質管理計画書は、1から3までにより実施する事項のうち、次に掲げる事項について記載した書面又は図面を取りまとめたものとする。</u></p> <p><u>なお、当該化学物質管理計画書は、適宜見直しを行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>取り扱う第一種指定化学物質の状況</u></p> <p>ア <u>名称</u></p> <p>イ <u>使用目的</u></p> <p>ウ <u>保管量</u></p> <p>エ <u>危険性及び有害性(国際連合により勧告された化学品の分類および表示に関する世界調和システムで示されている危険性及び有害性をいう。)の評価</u></p> <p>オ <u>関連法令</u></p> <p>カ <u>使用箇所</u></p> <p>(2) <u>第一種指定化学物質を取り扱う施設の平面図</u></p>	<p>(ア) (略)</p> <p>a 災害及び事故の発生並びにこれらによる被害の拡大防止に備えた施設及び設備の立地及び配置に努めるとともに、地震による設備の損傷、津波又は洪水による浸水、地盤の液状化、電力等の喪失等の観点から、<u>化学物質の漏えい、流出等</u>の防止のための予防措置を講ずること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 災害及び事故の対応</p> <p>ア 関係機関等への通報</p> <p>(ア) <u>化学物質の漏えい、流出等</u>が確認された場合には、直ちに適正な措置を講じるとともに速やかに関係機関等へ通報すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 県民への情報の提供</p> <p><u>化学物質の漏えい事故</u>や<u>土壌汚染等</u>が判明した場合は、地域住民に対して情報提供を行うとともに、<u>事実関係の公表</u>に努めること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>(3) <u>管理の方法に関する事項</u></p> <p>ア <u>管理目的及びその方針</u></p> <p>イ <u>計画実施のための体制（組織の名称及び組織図、管理規程等）</u></p> <p>ウ <u>訓練等の従業員教育の方法</u></p> <p>エ <u>県民への情報提供</u></p> <p>(4) <u>災害及び事故への対応に関する事項</u></p> <p>ア <u>想定される災害及び事故とその被害状況や環境リスクの把握</u></p> <p>イ <u>施設整備等の具体的な対策</u></p> <p>ウ <u>災害時及び事故時の対応</u></p>	

新旧対照表

○化学物質の安全性影響度の評価に関する指針

新	旧
<p>1 化学物質の安全性影響度の評価の対象事業所等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価対象物質に関する情報の収集 評価対象物質の適正管理に関する情報や含有率の把握に当たっては、化管法第14条で定められている化学物質の性状及び取扱いに関する情報（以下「<u>SDS</u>」という。）や国等が公表する化学物質の有害性情報を活用すること。</p> <p>2 評価対象物質の年間取扱量、保管量及び排出量の把握 対象事業所の設置者は、年度又は事業年度ごとに評価対象物質（年度ごとに把握する場合にあっては当該年度の4月1日、事業年度ごとに把握する場合にあっては当該事業年度の初日の時点で施行されている化管法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質をいう。）の年間取扱量、保管量及び排出量を次に定めるところにより把握するものとする。</p> <p>(1) 評価対象物質の年間取扱量の把握 ア (略) イ 評価対象物質の年間使用量は、評価対象となる原材料等の年間使用量に<u>SDS</u>等により確認した含有率を乗じて算出すること。 ウ～オ (略)</p> <p>(2) 評価対象物質の年間保管量の把握 ア (略) イ 評価対象物質の年間保管量は、評価対象となる原材料等の年間保管量に<u>SDS</u>等により確認した含有率を乗じて算出すること ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 評価対象物質の安全性影響度の評価 対象事業所の設置者は、事業所ごとに把握対象年度終了後、2で把握した評価対象物質について、安全性影響度の評価等を次に定めるところにより行い、その結果を記録し、及び保存するものとする。</p>	<p>1 化学物質の安全性影響度の評価の対象事業所等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集及び整理 評価対象物質の適正管理に関する情報や含有率の把握に当たっては、化管法第14条で定められている化学物質の性状及び取扱いに関する情報（以下「<u>MSDS</u>」という。）や国等が公表する化学物質の有害性情報を活用すること。</p> <p>2 評価対象物質の年間取扱量、保管量及び排出量の把握 対象事業所の設置者は、年度又は事業年度ごとに評価対象物質（年度ごとに把握する場合にあっては当該年度の4月1日、事業年度ごとに把握する場合にあっては当該事業年度の初日の時点で施行されている化管法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質をいう。）の年間取扱量、保管量及び排出量を次に定めるところにより把握するものとする。</p> <p>(1) 評価対象物質の年間取扱量の把握 ア (略) イ 評価対象物質の年間使用量は、評価対象となる原材料等の年間使用量に<u>MSDS</u>等により確認した含有率を乗じて算出すること。 ウ～オ (略)</p> <p>(2) 評価対象物質の年間保管量の把握 ア (略) イ 評価対象物質の年間保管量は、評価対象となる原材料等の年間保管量に<u>MSDS</u>等により確認した含有率を乗じて算出すること ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 評価対象物質の安全性影響度の評価 対象事業所の設置者は、事業所ごとに把握対象年度終了後、2で把握した評価対象物質について、安全性影響度の評価等を次に定めるところにより行い、その結果を記録し、及び保存するものとする。</p>

新	旧
<p>(1) 指定事業所のランク付け</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「人の健康への影響」及び「生態系への影響」に基づいた有害性評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>評価対象物質の毒性ランクは、国際連合により勧告された化学品の分類および表示に関する世界調和システムで示されている分類結果、環境省が公表する化学物質の環境リスク評価の結果等で示された LD₅₀ 等の数値をもとに、別表 3 により把握するものとする。</u></p>	<p>(1) 指定事業所のランク付け</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「人の健康への影響」及び「生態系への影響」に基づいた有害性評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>評価対象物質の毒性ランクは、原則として県が情報提供する「評価対象物質の毒性評価表」の有害性評価ランクとすること。</u></p>

新旧対照表

○特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 試料採取等を行う区画の選定</p> <p>ア 調査実施者は、次のいずれかの地点（以下2において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合には、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。</p> <p><u>(ア) 調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合には、そのうち最も東にある地点。以下同じ。）</u></p> <p><u>(イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点</u></p> <p><u>(ウ) 過去の条例調査又は土壌汚染状況調査で使用した起点</u></p> <p><u>(エ) 調査対象地を含む特定有害物質使用地の最も北にある地点</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (5)イに掲げる土地を含む単位区画（(ア)に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画</p> <p>a 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画</p> <p>(a) 調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 試料採取等を行う区画の選定</p> <p>ア 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合には、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第60条第2項の規定により行う調査にあつては、調査対象地を含む特定有害物質使用地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合には、そのうち最も東にある地点）とすることができる。以下2において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (5)イに掲げる土地を含む単位区画（(ア)に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画</p> <p>a 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画</p> <p>(a) 調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平</p>

新	旧
<p>行して 30 メートル間隔で引いた線により分割された<u>それぞれの部分</u> (以下「30 メートル格子」という。)に一部対象区画が含まれ、かつ、当該 30 メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該 30 メートル格子の中心を含む単位区画</p> <p>(b) (略)</p> <p>b 試料採取等対象物質が<u>第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質</u>である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画</p> <p>(a)～(b) (略)</p> <p><u>エ ウの規定にかかわらず、条例第 60 条第 2 項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査 (土地の形質の変更に係るものに限る。)を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができる。</u></p> <p>(7) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施</p> <p>ア 調査実施者は、(6)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画 (以下 2 において「試料採取等区画」という。)の土壤について、次に掲げる試料採取等対象物質に応じ、それぞれに定める試料採取等を行うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(イ) 試料採取等区画の中心 ((3)の資料等調査により<u>把握した情報</u>により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下 2 において「試料採取地点」という。)において、土壤中の気体 (当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水) を、<u>土壤ガス調査方法 (地下水を測定する場合にあつては地下水質測定方法)</u>により採取すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ウ) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 50 センチメートルまでの土壤を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが</p>	<p>行して 30 メートル間隔で引いた線により分割された<u>調査対象地のそれぞれの部分</u> (以下「30 メートル格子」という。)に一部対象区画が含まれ、かつ、当該 30 メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該 30 メートル格子の中心を含む単位区画</p> <p>(b) (略)</p> <p>b 試料採取等対象物質が<u>第一種特定有害物質以外の特定有害物質</u>である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画</p> <p>(a)～(b) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(7) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施</p> <p>ア 調査実施者は、(6)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画 (以下 2 において「試料採取等区画」という。)の土壤について、次に掲げる試料採取等対象物質の<u>区分</u>に応じ、それぞれに定める試料採取等を行うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(イ) 試料採取等区画の中心 ((3)の資料等調査により<u>把握された情報</u>により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下 2 において「試料採取地点」という。)において、土壤中の気体 (当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水) を、<u>土壤汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 6 条第 2 項第 1 号に規定する環境大臣が定める方法</u>により採取すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ウ) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 50 センチメートルまでの土壤を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが</p>

新	旧
<p>生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。</p> <p>なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）を行う場合であり、かつ、当該土壌が土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。</p> <p>(イ) (ア)ただし書により表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取した場合にあっては、当該土壌を同じ重量混合すること。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>エ 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) ウ(ア)から(ウ)までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 深度方向調査の実施</p> <p><u>調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかった試料採取地点があるとき、又は土壌溶出量調査において土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、次のとおり深度方向調査を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 深度方向調査の対象物質及び地点は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、次の物質を深度方向調査の対象物質とし、当該対象物質ごとに、検出された試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）ごとに、連続する他の単位区画と比べ、高い濃度が検出された単位区画の試料採取地点（以下「代表地点」という。）において試料採取等を行うものとする。</u></p> <p>a <u>当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質</u></p>	<p>生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。</p> <p>なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）<u>にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌については、当該採取の対象から除くことができる。</u></p> <p>(イ) (ア)ただし書により<u>土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</u></p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>エ 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) ウ(ア)から(ウ)までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、混合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 深度方向調査の実施</p> <p><u>ア 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかった試料採取地点があるとき、又は土壌溶出量調査において土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、次の地点において、当該試料採取等対象物質に係る試料採取等を行うものとする。</u></p> <p>(ア) <u>土壌ガス調査又は地下水の調査において、隣接する全ての単位区画における土壌ガス調査等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点</u></p>

新	旧
<p>又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質</p> <p>b aに掲げる試料採取等対象物質が、資料等調査において製造、使用、処理又は保管の履歴が確認された特定有害物質（以下2において「使用等特定有害物質」という。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が2(4)の表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質</p> <p>c aに掲げる試料採取等対象物質が2(4)の表の右欄に掲げる特定有害物質であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の項の左欄及び右欄に掲げる特定有害物質（aに掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、<u>土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取等対象物質を深度方向調査の対象物質とし、当該物質ごとに、代表地点において試料採取等を行うものとする。</u></p> <p>イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。 ただし、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）であって、帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合にあつては、dの土壌の採取を行わないことができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが<u>生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合</u>にあつては、地表から深さ50センチメートルの土壌）</p> <p>c～d (略)</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(10) 試料採取等の結果の評価</p> <p>ア 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は</p>	<p>(イ) <u>土壌溶出量調査において、隣接する全ての単位区画における土壌溶出量調査の結果と比べ、高い濃度が検出された地点</u></p> <p>イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。 ただし、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）であって、帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合にあつては、dの土壌の採取を行わないことができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ50センチメートルの土壌）</p> <p>c～d (略)</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(10) 試料採取等の結果の評価</p> <p>ア 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は</p>

新	旧
<p>地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、<u>代表地点において(9)イ(ウ)の方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った検出範囲</u> ((9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準に適合する試料採取等区画を除く。)の区域について、<u>それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例</p> <p>ア 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、(6)ウ、(7)ア(ア)、イ及びオ、(8)ア及びウ並びに(9)アにかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下2において「試料採取等を行う区画の選定等」という。)に代えて、(5)イ及びウに掲げる土地を含む単位区画の中心((3)の資料等調査により把握した情報により、当該単位区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ アにより試料採取等を行った場合であつて、イにおいて準用する(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が<u>次の(ア)又は(イ)に該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該(ア)及び(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>(15) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法</p> <p>土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までにより、汚染のおそれが最も多いと認められる地点において地下水への影響を調査する方法</p>	<p>地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った試料採取等区画((9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準に適合するものであつた場合における当該試料採取等区画を除く。)の区域を、<u>当該試料採取等対象物質について当該(ア)又は(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例</p> <p>ア 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、(6)ウ、(7)ア(ア)、イ及びオ、(8)ア及びウ並びに(9)アにかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下2において「試料採取等を行う区画の選定等」という。)に代えて、(5)イ及びウに掲げる土地を含む単位区画の中心((3)の資料等調査により把握された情報により、当該単位区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ アにより試料採取等を行った場合であつて、イにおいて準用する(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が<u>土壌溶出量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該(ア)及び(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>(15) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法</p> <p>土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までにより、汚染のおそれが最も多いと認められる地点において地下水への影響を調査する方法</p>

新	旧
<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) (イ)により採取した地下水を、<u>地下水質測定方法</u>により測定すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)により、敷地の周縁の地下水等を調査する方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により採取した地下水等を、<u>地下水質測定方法</u>により測定すること。</p> <p>(16) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用</p> <p>ア 調査対象地において、<u>条例調査</u>の義務が発生する前に(4)から(9)までによる試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(1)にかかわらず、当該試料採取等の結果を(4)から(9)までの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>3 土壌のダイオキシン類による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 試料採取等を行う区画の選定</p> <p>ア <u>調査実施者は、次のいずれかの地点(以下3において「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。</u></p> <p>(ア) <u>調査対象地の最も北にある地点</u></p> <p>(イ) <u>調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点</u></p> <p>(ウ) <u>過去の条例調査又は土壌汚染状況調査で使用した起点</u></p> <p>(エ) <u>調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点</u></p> <p>イ アの場合において、調査実施者は、区画された調査対象地(以下「単位</p>	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) (イ)により採取した地下水を、<u>地下水測定方法</u>により測定すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)により、敷地の周縁の地下水等を調査する方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)により採取した地下水等を、<u>地下水測定方法</u>により測定すること。</p> <p>(16) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用</p> <p>ア 調査対象地において、<u>条例第59条第3項本文又は第60条第2項の規定による調査(以下「条例調査」という。)</u>の義務が発生する前に(4)から(9)までによる試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(1)にかかわらず、当該試料採取等の結果を(4)から(9)までの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>3 土壌のダイオキシン類による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 試料採取等を行う区画の選定</p> <p>ア <u>調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行う調査にあっては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点)とすることができる。以下「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。</u></p> <p>イ アの場合において、調査実施者は、区画された調査対象地(以下「単位</p>

新	旧
<p>いて「単位区画」という。)であって隣接するものに含まれる土地(被覆された土地を除く。)の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。</p>	<p>区画」という。)であって隣接するものに含まれる土地(被覆された土地を除く。)の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。</p>
<p>ウ(略)</p>	<p>ウ(略)</p>
<p>(6) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施</p>	<p>(6) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施</p>
<p>ア 調査実施者は、(5)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画(以下3において「試料採取等区画」という。)の土壌について、土壌の採取及び当該土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。</p>	<p>ア 調査実施者は、(5)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壌について、土壌の採取及び当該土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。</p>
<p>イ～ウ(略)</p>	<p>イ～ウ(略)</p>
<p>(7)～(9)(略)</p>	<p>(7)～(9)(略)</p>
<p>(10) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法</p>	<p>(10) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法</p>
<p>ア～イ(略)</p>	<p>ア～イ(略)</p>
<p>ウ イにより採取された地下水を、<u>地下水質測定方法</u>により測定すること。</p>	<p>ウ イにより採取された地下水を、<u>地下水測定方法</u>により測定すること。</p>
<p>(11)(略)</p>	<p>(11)(略)</p>
<p>4 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の方法及び汚染の除去</p>	<p>4 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の方法及び汚染の除去</p>
<p>等の措置の方法</p>	<p>等の措置の方法</p>
<p>(1)～(3)(略)</p>	<p>(1)～(3)(略)</p>
<p>(4) 周辺地域の住民等への周知の方法</p>	<p>(4) 周辺地域の住民等への周知の方法</p>
<p>ア～イ(略)</p>	<p>ア～イ(略)</p>
<p>ウ 周知の対象範囲及び対象者</p>	<p>ウ 周知の対象範囲及び対象者</p>
<p>周知の対象範囲は、土壌又は地下水の汚染によって影響が生ずると予想される範囲とする。</p>	<p>周知の対象範囲は、土壌又は地下水の汚染によって影響が生ずると予想される範囲とする。</p>
<p>なお、影響が生ずると予想される範囲が明確にならない場合又は<u>汚染された土地</u>の地域の自治会及び当該地に隣接する自治会(以下「近隣自治会」という。)の範囲より小さい場合については、少なくとも近隣自治会の範囲とする。ただし、当該地に自治会が存在しない場合は、地域の実情にあわせ、同一小字内の地域など、自治会相当の範囲とする。</p>	<p>なお、影響が生ずると予想される範囲が明確にならない場合又は<u>規則第48条の5に規定する土地</u>の地域の自治会及び当該地に隣接する自治会(以下「近隣自治会」という。)の範囲より小さい場合については、少なくとも近隣自治会の範囲とする。ただし、当該地に自治会が存在しない場合は、地域の実情にあわせ、同一小字内の地域など、自治会相当の範囲とする。</p>
<p>周知の対象者は、原則として対象範囲内の住民とするが、土壌又は地下水汚染による周辺への影響の程度等を勘案し、必要に応じて対象範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるものとする。</p>	<p>周知の対象者は、原則として対象範囲内の住民とするが、土壌又は地下水汚染による周辺への影響の程度等を勘案し、必要に応じて対象範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるものとする。</p>
<p>5(略)</p>	<p>5(略)</p>